

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第3項の規定により、出雲市新体育館整備運営事業（以下「本事業」という。）に係る事業変更契約の内容を公表します。

令和5年（2023）3月30日

出雲市長 飯塚 俊之

- 1 公共施設等の名称及び立地 【変更なし】
出雲市新体育館
出雲市西林木町地内
- 2 選定事業者の商号又は名称 【変更なし】
島根県出雲市塩冶神前二丁目8番16号
出雲アリーナパートナーズ株式会社
代表取締役 森本 禎之
- 3 契約期間 【変更なし】
本契約締結日（令和3年6月28日）から令和21年3月31日まで
- 4 契約金額
変更前 6,341,332,506円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金572,909,897円）
変更後 6,924,401,406円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金625,916,160円）
変更金額 583,068,900円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 53,006,263円）

【契約変更の内容及び理由】

- (1) 物価変動に伴うもの 505,562,900円
昨今の建設物価の上昇を受け、事業者から令和4年8月10日付けで契約金額の変更請求があったため、事業契約書第79条に基づき、令和3年2月（事業提案書提出月）と令和4年8月（請求月）の間の建設物価指数の上昇率に基づき、契約金額を変更する。
- (2) 市が造成した盛土部分の地盤改良経費の追加に伴うもの 29,436,000円
事業者が建設工事で使用する大型重機の荷重に対応するために必要な盛土部分の地盤改良経費の追加に関して、事業契約書第15条に規定する合理的な増加費用に該当するため、市が負担する。
- (3) 太陽光発電パネルの増設に伴うもの 48,070,000円
市は令和3年5月に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの導入拡大を進めており、新体育館においても、構造に影響がない範囲に可能な限りの太陽光発電パネル（105kw）を増設する。

[出雲市新体育館整備運営事業 事業契約書 (抄)]

(事業用地の条件不適合責任)

第 15 条 市は、事業用地を、現状にて事業者を引き渡す義務を負う他、事業用地に関する如何なる責任も負担しない。ただし、提案施設用地以外の事業用地の状態、状況等の条件（埋蔵文化財、地中埋設物、土壌汚染等を含むが、これらに限られない。）で入札説明書等から合理的に推測し得ないものに起因して事業者が直接生じた合理的な増加費用（合理的な範囲の増加金融費用（設計・建設期間の延長に伴うものを含むが、これに限らない。）や事業期間の延長に伴う事業者の延長期間の運営費等も含む。）は市が負担する。

(サービス対価の改定等)

第 79 条 市は、サービス対価について、別紙 6（サービス対価の構成及び支払方法）に定めるところにより物価変動に基づく金額の改定を行う。

- | | |
|------------------------------|--------|
| 5 公共施設等の整備等の内容 | 【変更なし】 |
| 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 | 【変更なし】 |
| 7 契約終了時の措置に関する事項 | 【変更なし】 |